規則九―五（給与簿）	第三条の出勤簿	出勤簿	五年	廃棄
	第十七条の承認に関する文書	規則の規定と異なる取扱の承認の文書 当該承認の申請の文書	三年	
	第七条の通知の文書	給与の計算につき必要とする事項の通知の文書	一年	
規則九―六（俸給の調整額）	第三条の報告の文書	俸給の調整を行う官職の職務の内容及び勤労条件についての報告の文書	五年	廃棄
規則九―七（俸給等の支給）	第一条の五第一項の承認に関する文書	月二回払の承認の文書 当該承認の申請の文書	五年	廃棄
	第一条の六第三項の報告の文書	月二回払の報告の文書	三年	
	第一条の三第一項の申出の文書	口座振込みの申出の文書	申出に係る口座振込みによらなくなる日に係る特定日以後一年	
規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）	第十一条第三項ただし書、第十八条、第十九条ただし書、第二十条の二第三項、第二十四条の二第三項（第二十六条第一項第二号、第二十八条において準用する場合を含む。）、第三十条、第四十条、第四十四条の二、第四十四条第二項、第四十五条、第四十八条、第四十九条又は別表第二の研究職俸給表初任給基準表の備考第一項の承認に関する文書	俸給関係審査協議書 当該俸給関係審査協議書による申請に対する承認の文書 派遣職員が職務に復帰した場合等における号俸の調整の承認の文書 派遣職員がその派遣期間中に退職する場合における号俸の調整の承認の文書 俸給の訂正の承認の文書 これらの承認の申請の文書	五年	廃棄
	第十三条第三項、第四十六条第一項又は第四十八条の二の報告の文書	初任給基準表の試験欄の「総合職（院卒）」等の区分を適用した場合の報告の文書 職員の級及び号俸の決定等に係る事項についての報告の文書		
	第二十四条第三項の同意の文書	降格に係る職員の同意の文書		
	第三十七条第五項の協議に関する文書	一定の日数以上の日数を勤務していない職員の昇給区分決定に係る俸給関係審査協議書 当該俸給関係審査協議書に対する回答の文書		
規則九―二四（通勤手当）	第三条の通勤届	通勤届	届出に係る要件を具備しなくなる日に係る特定日以後六年	廃棄
	第四条第二項の通勤手当認定簿	通勤手当認定簿	支給要件を具備しなくなる日に係る特定日以後六年	
規則九―三〇（特殊勤務手当）	第三十四条第一項の特殊勤務実績簿	特殊勤務実績簿	指定の効力が失われる日に係る特定日以後五年	廃棄
	第三十四条第一項の特殊勤務手当整理簿	特殊勤務手当整理簿		
	第三十四条第二項の報告の文書	特殊勤務実績簿及び特殊勤務手当整理簿に記入する事項についての各庁の長への報告の文書	認定の効力が失われる日に係る特定日以後五年	
	第二十条第一項第一号から第三号までの指定に関する文書	山上等作業手当の支給要件に係る指定の文書 当該指定の申請の文書		
	第三十条第二項第一号、第二号又は第四号の認定に関する文書	国際緊急援助等手当の支給額の加算に係る認定の文書 当該認定の申請の文書		